

事務連絡
令和5年4月27日

別記 ご担当者 殿

国土交通省海事局
安全政策課危機管理室

事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る情報提供依頼について(周知)」の
廃止について（周知）

平素より新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年12月28日に発出しました事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る情報提供依頼について(周知)」により、事業者種別ごとに有症者が発生した場合や営業所等を一時的に閉鎖する場合等には当省への詳細な報告をお願いしておりましたが、令和5年5月8日から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）における新型コロナウイルス感染症の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症」から季節性インフルエンザなどと同じ、「5類感染症」に変更され、感染症法に基づく各種届が終了することとなります。こうした状況を踏まえ、事業者から地方運輸局等への報告を不要とし、当該事務連絡を廃止することと致しました。

貴協会等におかれましては、傘下事業者等に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

【別記】

一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本舶用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
上海フェリー株式会社
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シップスエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本舶用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループ・プリミテッド
CCS
韓国船級協会
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会
全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会

一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会

事務連絡
令和4年12月28日

別記 ご担当者 殿

国 土 交 通 省 海 事 局
安 全 政 策 課 危 機 管 理 室

新型コロナウイルス感染症に係る情報提供依頼について(周知)

平素より新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

従来、当方から発出しました累次の事務連絡により従業員等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、罹患者発生状況等について当省への詳細な報告をお願いしておりましたが、現在国内において流行が続いているオミクロン株は病原性が一定程度低いとされており、政府としても、新たな行動制限を行わず、社会経済活動を維持しながら感染防止策に取り組む方針であることを踏まえ、地方運輸局等への報告について、以下のとおり見直しを行うことと致しました。

貴協会等におかれましては、傘下事業者等に対し周知いただくとともに、業種別ガイドラインの遵守など感染防止に引き続き適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

1. 報告基準

①外航旅客船事業者、外航貨物輸送事業者及び国内クルーズ船事業者

新型コロナウイルス感染症により下記に該当することが判明した段階で国土交通省海事局外航課(国内クルーズ船事業者を除く)及び地方運輸局等への報告をお願いします。

・有症者が発生した場合

②内航旅客輸送事業者(国内クルーズ船事業者を除く)及び内航貨物輸送事業者

新型コロナウイルス感染症により下記に該当することが判明した段階で地方運輸局等への報告をお願いします。

・営業所等を一時的に閉鎖する場合

・減便・運休・寄港地変更が生じた場合(内航旅客輸送事業者のみ)

③(独)海技教育機構、水先人、造船・舶用事業者、モーター埠頭施行者団体、日本小型船舶検査機構、(国研)海上技術安全研究所

新型コロナウイルス感染症により下記に該当することが判明した段階で国土交通省海事局担当課※への報告をお願いします。

・営業所等を一時的に閉鎖する場合(海技教育機構においては、授業・実習・講習等の中止・中断を含む)

※ 報告先の海事局担当課

海技教育機構および水先人については海技課、造船・舶用事業者については船舶産業課、モーター埠頭施行者団体については総務課モーター埠頭競走監督室、日本小型船舶検査機構については検査測度課、(国研)海上技術安全研究所については海洋・環境政策課

④その他

①～③において対象となっていない事業者・団体等については、報告不要です。

2. 報告いただきたい事項

- ・社名
- ・業態(内航旅客、内航貨物、外航旅客、外航貨物、水先人、造船所など)
- ・船名、営業所名等
- ・罹患情報(発生日、人数、従事していた業務の内容など)
- ・営業への影響(営業所等の一時的な閉鎖の有無、減便・運休・寄港地変更の有無など)
- ・プレスリリースの有無・日時

3. 事務連絡の廃止

既に発出している以下の事務連絡は廃止とします。

- ・新型コロナウイルス感染症に係る情報提供依頼について(令和2年2月3日付事務連絡) (国土交通省海事局安全政策課危機管理室)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る情報提供依頼について(令和2年2月5日付事務連絡) (国土交通省海事局安全政策課危機管理室)
- ・新型コロナウイルスの感染症が発生した場合の報告について(要請) (令和2年2月26日付事務連絡) (国土交通省海事局安全政策課危機管理室)
- ・「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について」について(令和2年5月11日付事務連絡) (国土交通省海事局安全政策課、船員政策課、外航課、内航課)

以上

【別記】

一般社団法人 日本外航客船協会
一般社団法人 日本旅客船協会
一般社団法人 日本長距離フェリー協会
日本内航海運組合総連合会
外国船舶協会
外航船舶代理店業協会
日本船舶代理店協会
一般社団法人 日本造船工業会
一般社団法人 日本造船協力事業者団体連合会
一般社団法人 日本中小型造船工業会
一般社団法人 日本舶用工業会
一般社団法人 日本マリン事業協会
一般財団法人 舟艇協会
一般財団法人 日本造船技術センター
公益財団法人 マリンスポーツ財団
一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会
一般財団法人 沿岸技術研究センター
公益財団法人 日本適合性認定協会
上海フェリー株式会社
日中国際フェリー株式会社
有限会社 沖縄シップスエージェンシー
有限会社 陸通
一般社団法人 日本船舶電装協会
一般社団法人 日本舶用機関整備協会
一般社団法人 日本船舶品質管理協会
公益財団法人 東京エムオウユウ事務局
一般財団法人 日本海事協会
一般財団法人 日本舶用品検定協会
日本小型船舶検査機構
アメリカン・ビューロー・オブ・シッピング
DNV GL AS
ロイドレジスター・グループ・リミテッド
CCS
韓国船級協会
一般社団法人 大日本水産会
一般財団法人 日本船舶技術研究協会
一般社団法人 全国モーターボート競走施行者協議会
一般財団法人 日本モーターボート競走会
全国モーターボート競走施設所有者協議会
一般社団法人 全国ボートピア施設所有者協議会
公益財団法人 ブルーシー・アンド・グリーンランド財団
公益財団法人 日本海事科学振興財団
一般財団法人 日本船渠長協会

一般社団法人 日本船長協会
一般社団法人 全日本船舶職員協会
一般財団法人 海洋育英社
一般社団法人 海洋会
一般社団法人 日本船舶機関士協会
公益財団法人 海技教育財団
独立行政法人 海技教育機構
日本水先人会連合会
一般財団法人 海技振興センター
公益財団法人 海技資格協力センター
一般財団法人 日本船舶職員養成協会